

改正

平成4年11月17日規則第50号

平成5年3月16日規則第7号

平成5年5月24日規則第29号

平成12年4月17日規則第35号

平成17年6月30日規則第42号

平成18年3月20日規則第9号

平成20年8月15日規則第44号

平成25年3月29日規則第30号

平成28年10月31日規則第71号

平成31年3月29日規則第17号

吹田市資源リサイクルセンター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、吹田市資源リサイクルセンター条例（平成4年吹田市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 資源リサイクルセンター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、開館時間を短縮し、又は延長することができる。

(休館日等)

第3条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 月曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）並びにその前日及び翌日が同法に規定する国民の祝日である日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(使用の申請)

第4条 センターの施設を使用しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した使用許

可申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに団体にあつては、担当者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。）

(2) 使用日時、使用施設、使用目的及び使用人数並びに物品販売の有無（以下「使用日時等」という。）

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の3月前の日の属する月の初日から使用日の前日までに行わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用許可書の交付及び提示）

第5条 市長は、使用許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、管理上必要があると認めるときは必要な条件を付し、使用許可書を交付する。

2 使用許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、センターの施設を使用する際にその使用許可書を提示しなければならない。

（特別の設備の設置等）

第6条 センターの施設の使用に際し、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとする者は、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添付して、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定に係る費用は、全て申請者の負担とする。

3 市長は、第1項の許可を与えるに当たっては、必要な条件を付することができる。

（使用内容の変更）

第7条 使用者は、使用日時等の変更をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した使用内容変更許可申請書に使用許可書を添えて市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 申請者の氏名等

(2) 許可を受けた使用日時等並びに変更しようとする事項及びその理由

2 市長は、使用内容変更許可申請書を受け付けたときはこれを審査し、許可すべきものと認めるときは必要な条件を付し、使用内容変更許可書を交付する。この場合において、変更によって使用料に不足が生じたときは、直ちに不足額を納付させるものとする。

（使用時間の超過）

第8条 使用時間の超過は、センターの運営に支障のない場合に限り許可する。

- 2 超過時間の使用料は、原則としてその許可を受けたときに納付しなければならない。
- 3 超過時間の計算は、30分以上1時間未満の端数は1時間とし、30分未満の端数は切り捨てるものとする。

(使用の取消し)

第9条 使用者は、センターの施設の使用を取り消そうとするときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した使用取消届に使用許可書又は使用内容変更許可書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 許可を受けた使用日時等
- (3) 取消しの理由

(使用料の減額又は免除)

第10条 条例第7条第2項の規定により使用料を減額し、又は免除する場合は、次のとおりとする。

- (1) 市が公用で使用する場合その他市長が公益上特に必要があると認める場合は、免除する。
 - (2) 指定管理者がセンターの設置目的を達成するために使用する場合は、市長が別に定めるところにより減額し、又は免除する。
- 2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用料減額・免除申請書を使用許可申請書に添付しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
- (2) 使用日時等
- (3) 減額又は免除の理由

(使用料の還付)

第11条 条例第7条第3項ただし書の規定により使用料の還付を行う場合及びその割合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰することのできない理由によって使用することができない場合 既納使用料の10割
 - (2) 使用者が使用日の7日前までに使用取消届を提出した場合 既納使用料の5割
 - (3) 使用者が使用日の7日前までに使用内容変更許可申請書を提出し、市長が許可した場合において既納の使用料に過納が生じたとき 過納金の5割
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して押印した使用料還付申請書に使用許可書及び使用内容変更許可書又は使用取消届を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名等
 - (2) 許可を受けた使用日時等
- (使用者の守るべき事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外の場所において火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品の販売等を行わないこと。
- (3) 他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他職員の指示に従うこと。

(入室の要求)

第13条 職員がセンターの管理上必要がある場合において入室を要求したときは、使用者は、これを拒むことができない。

(使用後の点検)

第14条 使用者は、その使用を終えたときは、直ちに施設又は附属設備等を原状に復し、職員にその旨を申し出て点検を受けなければならない。

(損傷等の届出)

第15条 使用者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定)

第16条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、市長が定める期間内に、指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 団体の収支予算書、収支決算書及び事業報告書
- (3) 定款、寄附行為、会則又はこれらに類する書類
- (4) 団体の概要を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第10条第2項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を前項の申請書を提出した団体に通知するものとする。

(指定期間)

第17条 指定管理者の指定の期間は、5年とする。ただし、年度の途中で指定する場合の指定の期間は、その指定の日からその後4年を経過した日以後における最初の3月31日までとする。

(指定管理者の遵守事項)

第18条 指定管理者は、市民がセンターの施設を使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 指定管理者は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の役員及びその職員は、職務上知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(指定の取消し等)

第19条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第10条第4項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 条例第10条第1項に規定する団体でなくなったとき。

(2) 条例第10条第3項の指示に従わないとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(読替え)

第20条 指定管理者がセンターの管理を行う場合におけるこの規則の規定の適用については、第4条、第5条第1項、第6条第1項及び第3項、第7条、第9条、第11条第1項並びに第15条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定委員会の委員の委嘱)

第21条 指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 3人以内

(2) 環境に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(3) 公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識又は経験を有する者 1人以内

(選定委員会の委員長及び副委員長)

第22条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第23条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 選定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会の意見の聴取等)

第24条 選定委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定委員会の運営に関する事項)

第25条 前3条に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、選定委員会の意見を聴いて委員長が定める。

(選定委員会の庶務)

第26条 選定委員会の庶務は、環境部環境政策室において処理する。

(申請書等の様式)

第27条 この規則に規定する申請書等の様式は、環境部長が定める。

(委任)

第28条 この規則に定めるもののほか、センターの管理運営に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則 (平成31年3月29日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。